

一般社団法人岩手県建設産業団体連合会会長 様

岩手県県土整備部  
建設技術振興課総括課長

「余裕期間」の設定の特例措置の廃止について(通知)

令和 2 年 2 月 21 日付け建技第 641 号「余裕期間」の設定の特例措置の期間延長について」により、特例措置の枠組みを拡充したところですが、令和 3 年 3 月 31 日をもって廃止します。  
なお、令和 3 年 4 月 1 日以降入札公告に付す工事については、以下により余裕期間を設定し運用することとします。

記

1 余裕期間の設定

	土木工事標準積算基準書(運用編)
設定方法	6 か月(180 日間)を超えない範囲内で余裕期間を設定し、工事の始期日を指定することができる。
適用時期	令和3年4月1日以降入札公告に付す工事

担当：  
技術企画指導担当 阿部  
TEL：019-629-5951